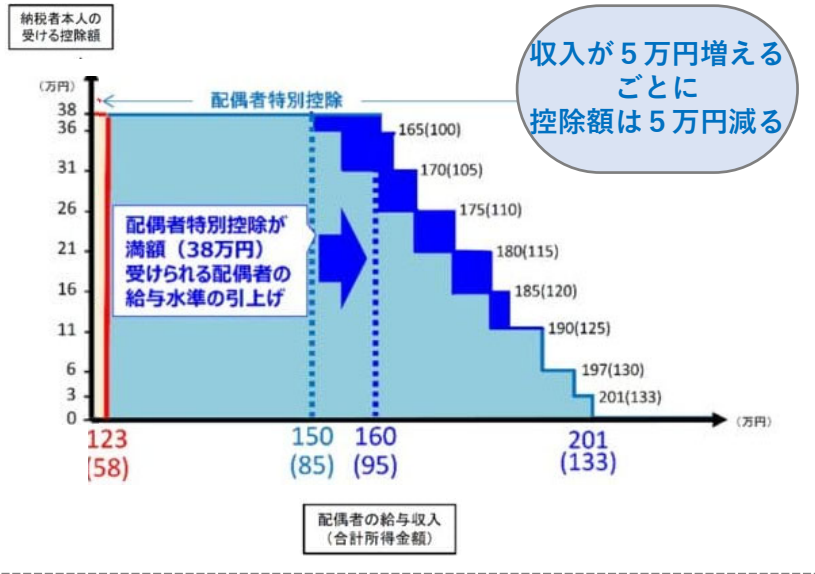


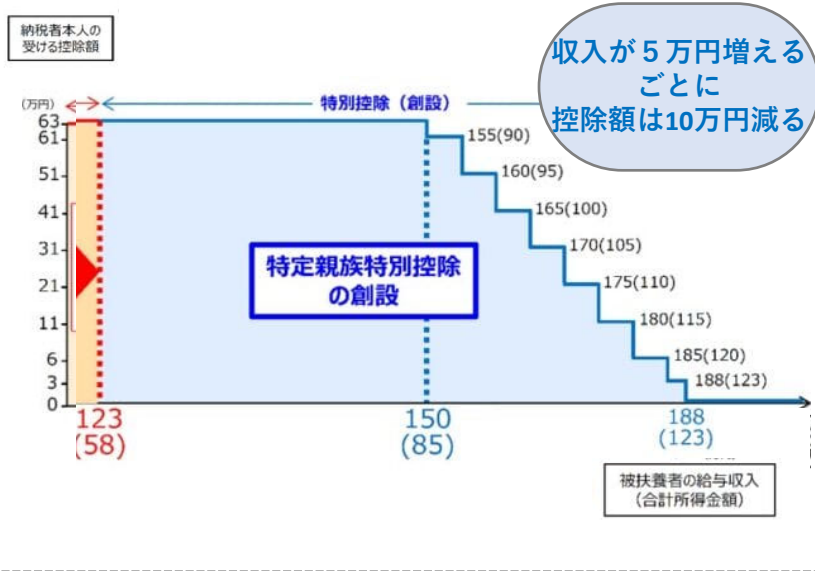
配偶者控除、特定親族特別控除 計算の複雑性が本来の目的・効果を阻むことに

資料①

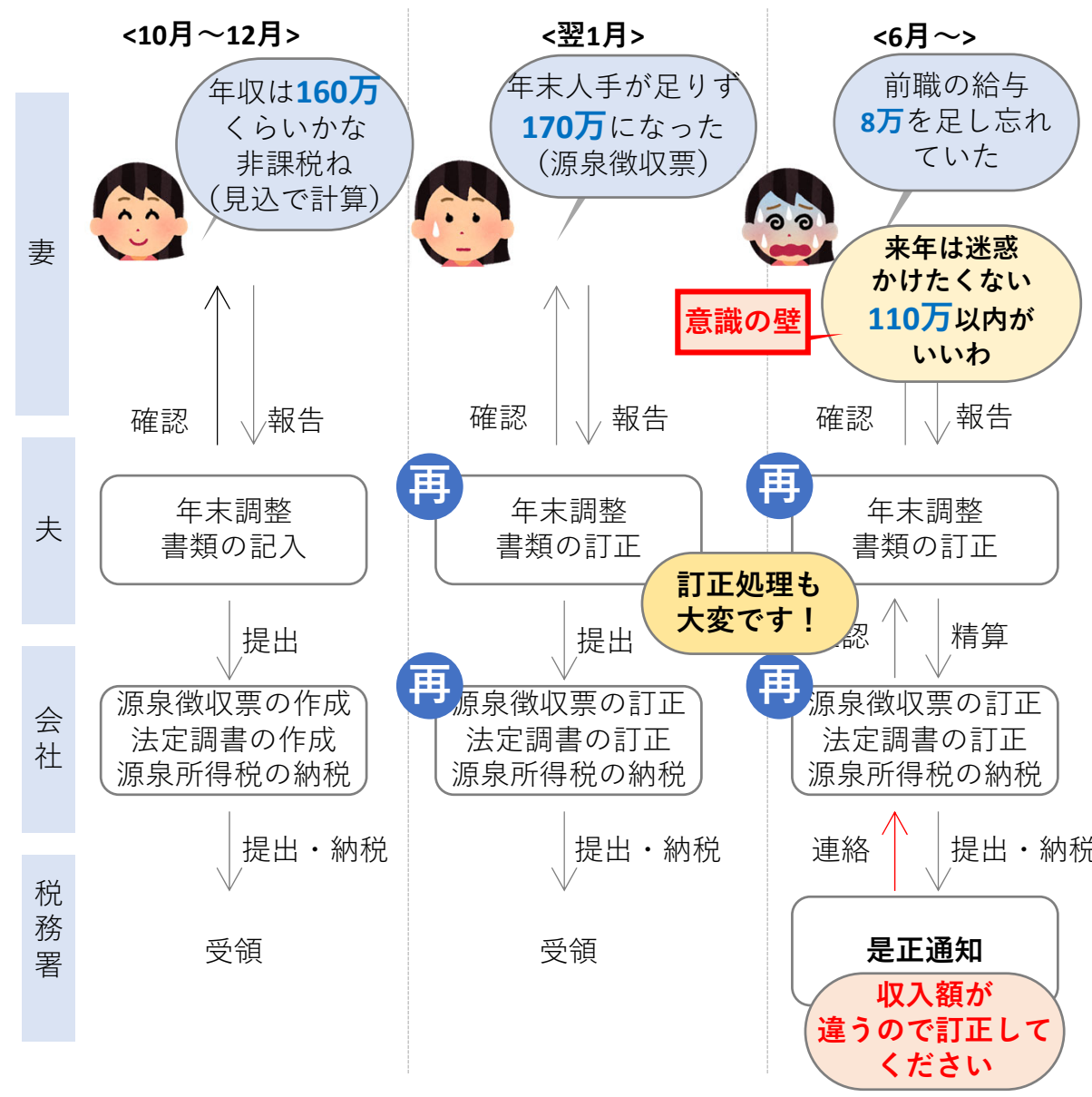
配偶者特別控除



特定親族特別控除



● 段階的に控除額が減少する配偶者特別控除、特定親族特別控除を年末調整で正確に計算するのは困難

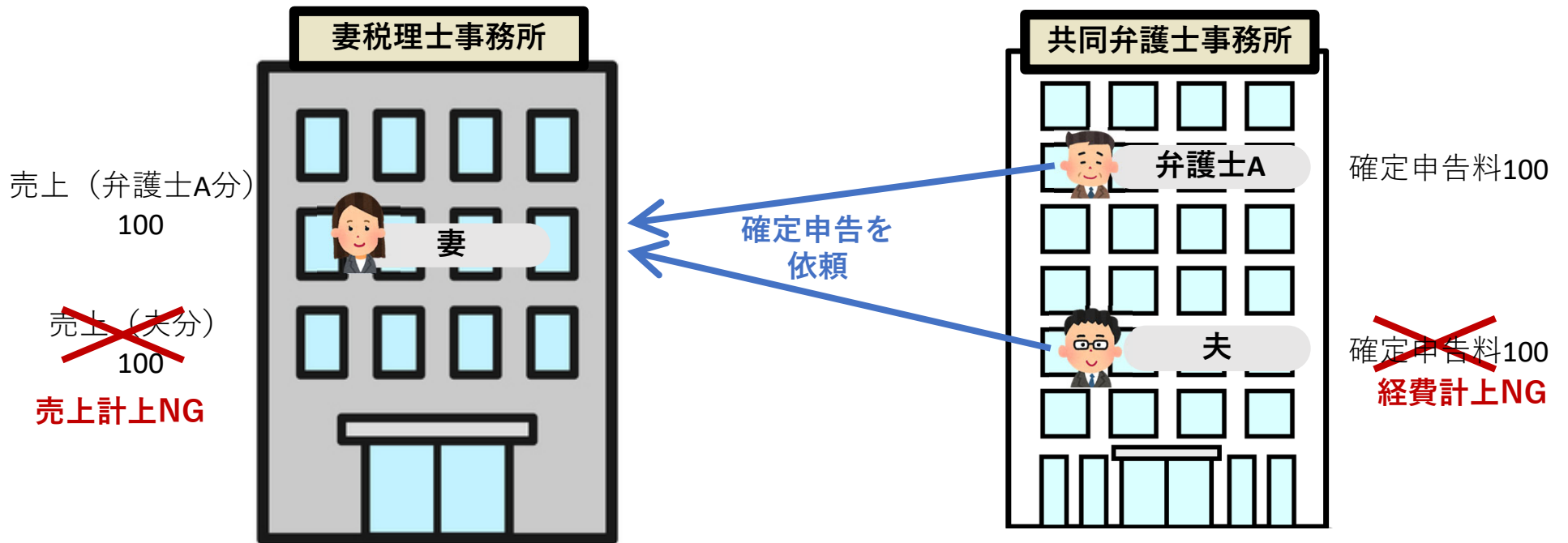


所得税法56条 親族が事業から受ける対価の取扱い (ケース1 夫婦ともに事業所得者の場合)

(事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例)

第五十六条 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

● 夫婦間での売上・経費は存在しない？

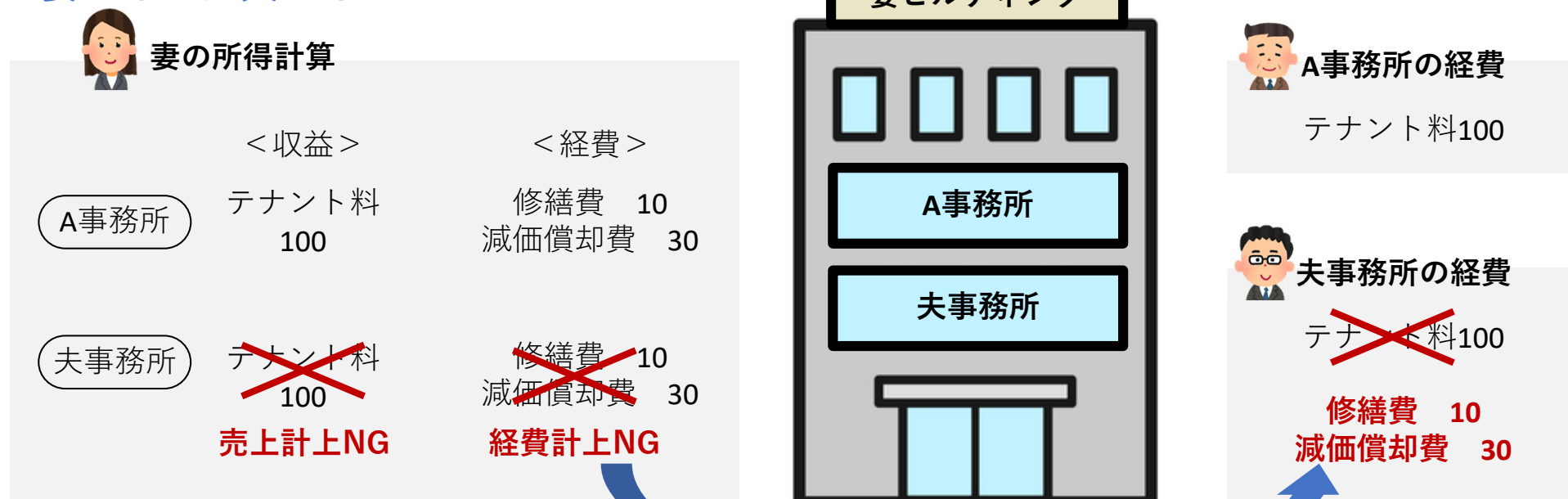


経済的な実態は同様の取引なのに、夫婦間だと無いものとみなされてしまう！

(事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例)

第五十六条 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

● 妻のものは夫のもの？

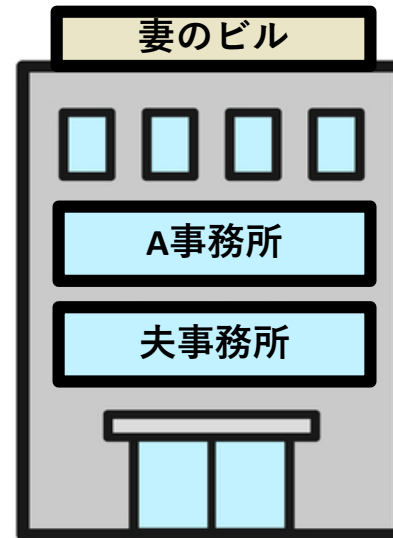


妻の経費が夫に付け替えられてしまう！

● 妻の個人事業の場合

 妻の所得計算

<収益>		<経費>	
A事務所	テナント料 100	修繕費	10
		減価償却費	30
夫事務所	テナント料 100	修繕費	10
		減価償却費	30
	売上計上NG		経費計上NG



 A事務所の経費

テナント料100

 夫事務所の経費


~~テナント料100~~

修繕費 10

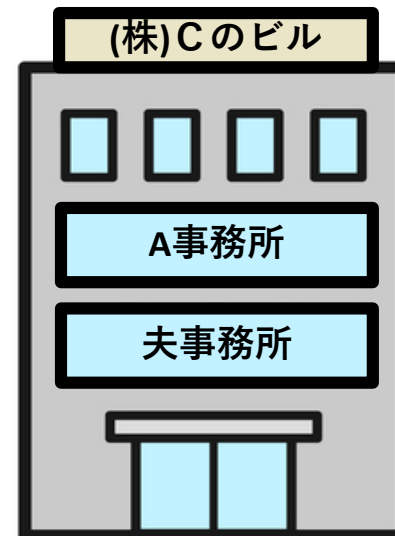
減価償却費 30

適正な記帳や記録保存義務は個人も法人も同じなのに不公平では？

● 妻が100%出資した法人の場合


 (株)Cの経理

<収益>		<経費>	
A事務所	テナント料 100	修繕費	10
		減価償却費	30
夫事務所	テナント料 100	修繕費	10
		減価償却費	30
	売上計上		経費計上



 A事務所の経費

テナント料100

 夫事務所の経費

テナント料100

● 租税回避行為を防止するための法体系とは

- 所法37条** 必要経費に算入すべき金額
 別段の定めがあるものを除き、収入を得るために直接に要した費用額及びその年における販売費，一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用を必要経費とする
- 所法45条** 家事関連費等の必要経費損金不算入
 家事上の経費は、その者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない
- 所法56条** 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例
 個人事業における親族に支払われる対価を収益及び必要経費に算入しない
- 所法57条** 事業に専従する親族がいる場合の必要経費の特例
 親族が事業に「専従」している場合には一定の要件のもと必要経費算入OK

所法37条 「相当な」対価であることを規定に追加する必要がある

所法45条 家事関連費の排除

~~所法56条~~ 廃止

~~所法57条~~ 廃止

租税回避行為を防ぐだけのために所法56条を存続させる意義はなく、付随する57条も不要となる

● 親族に対する支出の対価性の確認について

親族に対する支出が適正な対価であるかの確認については、確定申告書にその内容、支出額等を明記することで対応可能

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数 年 月	支 給 額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 円
				給 料 円	賞 与 円	合 計 円	
計			基へ従事月数				

簡易課税制度の問題（1）事前届出制

Aさん、Bさんは税理士業（サービス業は簡易課税制度のみなし仕入率50%）
売上3300万円（消費税300万円）、経費800万円（仕入税額控除対象60万円）

Aさん

消費税額
= 300万△60万 = 240万円

前期中に
簡易課税制度選択
届出書を提出
!

消費税額
= 300万 × 50% = **150万円**

原則課税

前事業年度

簡易課税

当事業年度

簡易課税

原則課税

原則課税

簡易課税

Bさん

Aさんと同じ

当期に簡易課税
制度選択
届出書を提出
(翌期から適用)

消費税額
= 300万△60万 = **240万円**

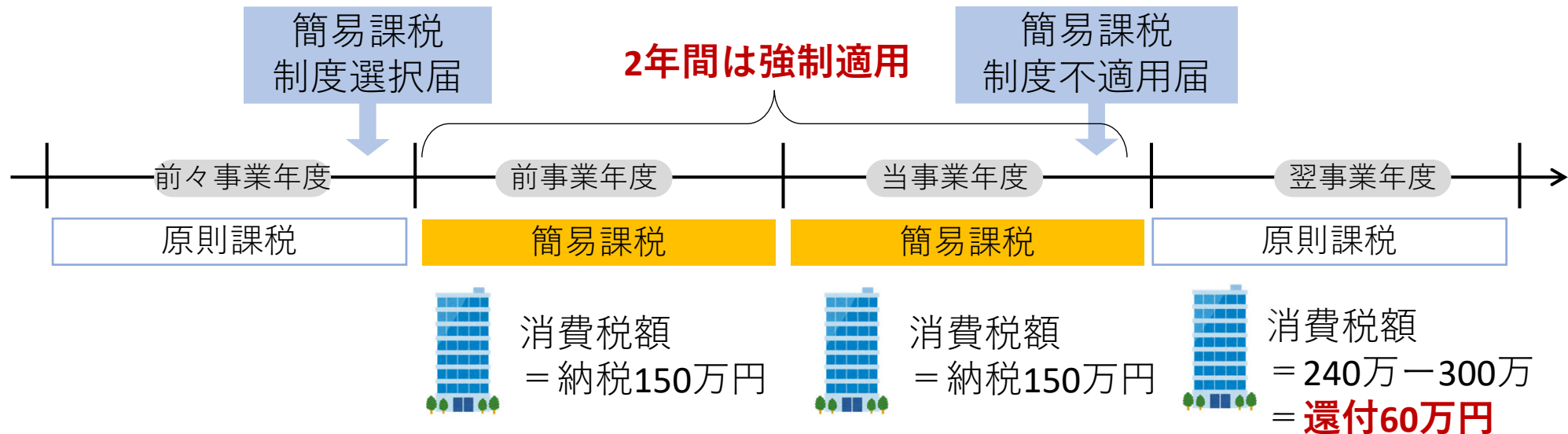
簡易課税制度との
差額が90万円

当事業年度開始の前日までに手続きが必要。当期の消費税額に差が生じる

簡易課税制度の問題（2） 2年縛り

資料
③-2

売上3,300万円（消費税300万円）、簡易課税制度みなし仕入率50%（消費税150万円）
経費800万円（仕入税額控除対象60万円）
自社ビル取得3,300万円（消費税額300万円）

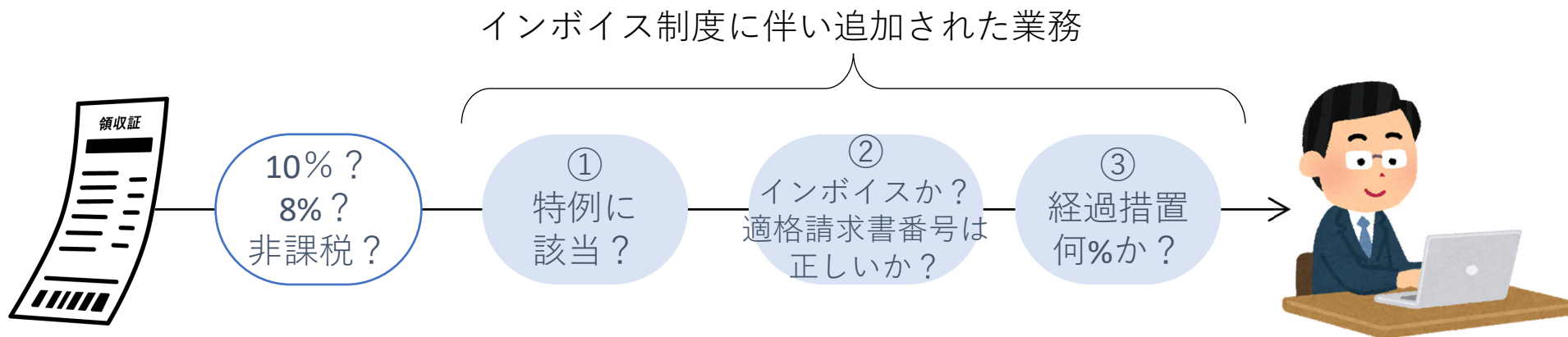


早く設備投資したいけど
消費税の還付を考えると
来期まで待つほうがいいかな...

簡易課税制度を一度選択すると2年間継続しなければならない
納税者の投資等経営判断に影響する場合もある

インボイス制度の問題（1）経理事務の煩雑さ

● 適用の判定



- ①仕入税額控除の特例（1万円未満特例?、帳簿のみ保存の特例?）
- ②インボイスの判断（T+13桁の適格請求書番号の有無、正しい番号かの確認）
- ③経過措置（80%? 令和8年10月分以降分は70%?）

請求書 ②

(株)〇〇御中

(株)△△

日付	品目	金額
2025/4/1	魚 ※	5,000
2025/4/1	豚肉 ※	10,000
2025/4/1	わりばし	1,000
2025/4/1	タオルセット	2,000

※軽減税率対象

8%対象 15,000円
10%対象 3,000円 ①

● 仕訳入力

日付(D): 04/01 伝票No.(N): 2 決算仕訳(V):

借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要	請求書区分
借方補助科目	消費税額	貸方補助科目	消費税額	借方税区分	貸方税区分
仕入高	15,000	現金	15,000	食材	② 仕入税額控除
非発行事業者				課対仕入10%	80%経過措置
仕入高	3,000	現金	3,000	店舗備品 ①*	区分記載
非発行事業者				課対仕入10%	③ 80%経過措置

*①は該当特例があれば記載（3万以下交通費など）

インボイス制度導入に伴い経理処理の負担は著しく増大している

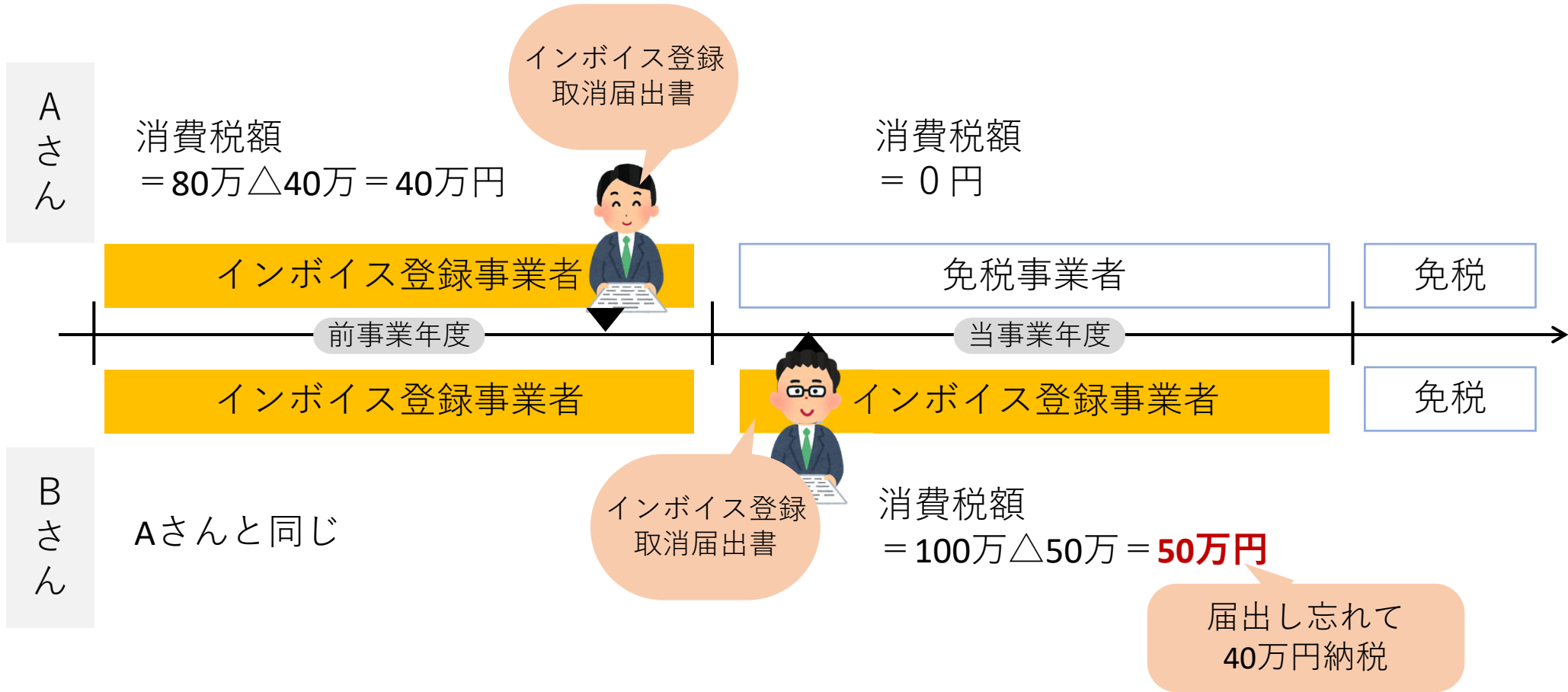
③

インボイス制度の問題（2）届出手続きの複雑さ

資料
③-4

※当事業年度の初日から起算して**15日前の日までに届出書の提出が必要**

Aさん、Bさんの前々期、前期の売上高は880万円、経費440万円（仕入税額控除対象40万円）
当期は売上1100万円（消費税100万円）、経費550万円（仕入税額控除対象50万円）



事前登録、登録取消の手続きの判断が複雑、有無が納税義務に影響を与える